大口町議会議会報告会及び意見交換会実施要綱

大口町議会報告会実施要綱(令和3年大口町議会訓令第1号)の全部を次のよう に改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、大口町議会基本条例(平成26年大口町条例第29号)第4 条第2項及び第3項の規定に基づき実施する議会報告会及び意見交換会(住民及 び議員が自由に意見及び情報を交換するために設ける場をいう。)(以下「議会 報告会等」という。)の実施について必要な事項を定める。

(開催方法等)

- 第2条 議会報告会等の開催時間は概ね90分とし、次に掲げる内容により行う。
 - (1) 議会報告会 定例会等の議会活動結果を町民に報告すること。
 - (2) 意見交換会 町政及び議会に対する意見を聞くこと。なお、町政課題について意見交換するときは、事前にテーマを設定すること。
- 2 議会報告会等は、原則毎年度1回開催するものとする。ただし、特別な事情の ある場合はこの限りではない。
- 3 議会広聴広報常任委員会委員長は、他の常任委員会等の委員長と開催方法及び 開催時期について協議し、その結果を議長に報告する。
- 4 常任委員会等の委員長は、所管する事務について住民と意見交換する必要が生じた場合は前項の規定に関わらず、議長への報告をもって開催することができる。 (実施計画等)
- 第3条 議会報告会等の実施計画は、議会広聴広報常任委員会委員長が他の常任委員会等の委員長と協議し、案を策定する。
- 2 前項の実施計画は、次に掲げる事項について定める。
 - (1) 開催方法
 - (2) 開催時期
- 3 議会広聴広報常任委員会委員長は、第1項の実施計画案を議長に報告し、議長 がこれを決定する。

- 4 常任委員会等の委員長は、次に掲げる事項について定める。
 - (1) 意見交換会のテーマ
 - (2) 各委員の役割分担
 - (3) その他必要と認められる事項
- 5 常任委員会等の委員長は、前項で定めた事項について議会広聴広報常任委員会 委員長に報告する。

(実施体制)

第4条 議会報告会等は、そのテーマを所管する委員会が担当して実施する。ただ し、議長が必要と認める場合はこの限りではない。

(開催広報)

第5条 議会報告会等を開催するときは、広く町民に周知できる方法を議会広聴広 報常任委員会において決定し、実施する。ただし、特定の団体等を対象に開催す る場合は、この限りでない。

(開催報告)

第6条 議会報告会等を実施した常任委員会等の委員長は、議会報告会等終了後、 原則2週間以内に議会報告会等実施報告書(様式第1)を議長及び議会広聴広報 常任委員会委員長に提出するとともに、その写しを全議員に配布し、全員協議会 で報告する。

(町長への通知)

第7条 議長は、議会報告会等での意見・要望等を整理し、必要に応じて町長に通知する。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、議会報告会等に関し必要な事項は、委員長会議、又は議会広聴広報常任委員会で協議する。

附 則(令和5年3月27日 大口町議会訓令第1号) この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

議会報告会等実施報告書

開催日時		年 月 日 時 分 ~ 時 分	
開催場所			
出席議員		※必要に応じて役職名等を記載	
参加者数			人
実施内容	議会報告会		
	意見交換会		
要望・提言等			
その他特記事項			

年	月	日	
大口町	丁議会議員	麦	様
議会点	5.聴広報第	常任委員会委員長	· 様